

特別区における共同処理、連携の態様について

1 都区協議会(地方自治法第282条の2)

組織	構成員	連絡調整内容	備考
都区協議会	委員16人(区長8人と都知事及び都職員7人)	特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合に都知事に対し意見を述べるほか、都及び特別区の事務の処理について必要な協議を行うこと。	地方自治法第282条の2、地方自治法施行令第210条の16

2 一部事務組合(地方自治法第284条第1項)

団体名	構成員	設立年	共同処理事務	備考
特別区競馬組合	23区	昭和25年	・競馬法に基づく指定市町村の事務 ・競馬の振興に関する事務	平成14年度売得金1238億円 平成14年度特別区への分配金12億6500万円(1区当たり5500万円)
特別区人事・厚生事務組合	23区	昭和26年	・人事委員会、共同研修、職員の互助制度の助成等特別区の人事に関する事務 ・生活保護法に定める更生施設等の設置及び管理に関する事務 ・特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業に関する事務等	平成15年度予算143億円(うち特別区の分担金62億円)
臨海部広域斎場組合	5区(港、品川、目黒、大田、世田谷)	平成11年	火葬場及び葬儀式場の設置並びに管理運営に関する事務	推定運営経費3億～3億5000万円 火葬炉8基、葬儀式場4箇所(平成16年1月供用開始予定)
東京二十三区清掃一部事務組合	23区	平成12年	・可燃・不燃・粗大ごみの中間処理(清掃工場・不燃ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営) ・し尿投入施設の整備・管理・収集・運搬は各特別区が行い、最終処分場は東京都が設置管理する。	平成15年度予算699億円(うち特別区の分担金388億円) 13年度ごみ処分量354万トン 可燃ごみ処理施設21箇所、不燃ごみ処理施設2箇所、粗大ごみ処理施設2箇所、し尿下水道投入施設1箇所

3 自治法上の協議会(地方自治法第252条の2)

東京二十三区清掃協議会	23区及び東京二十三区清掃一部事務組合	平成12年	・一般廃棄物処理業の許可等の事務 ・ごみ量の予測、廃棄物処理手数料等の連絡調整の事務	平成15年度予算3500万円 特別区の負担金3300万円
-------------	---------------------	-------	---	---------------------------------

4 その他

組織	構成員	目的	備考
特別区長会	23区の区長	特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究その他の特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資すること。	下部組織として特別区助役会及び指定会議体(部長会・課長会)を設置している。
特別区議会議長会	23区の特別区議会議長(特別区競馬組合議長及び東京二十三区清掃一部事務組合議長を含む。)	特別区議会に共通する課題についての連絡調整、円滑なる区政の運営と発展に関する事。	下部組織として区議会事務局長会を設置している。
財団法人特別区協議会	23区の区長、区議会議長が理事又は評議員	特別区相互間の連絡調整を図り、相提携して円滑な自治の運営とその発展を期する。	